

平成 23 年 6 月 6 日  
環境創造局環境影響評価課

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正等に関する意見公募に対して  
寄せられたご意見について

横浜市環境影響評価条例施行規則、横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改正、策定について、平成 23 年 2 月 17 日から 3 月 18 日まで意見公募を実施したところ、計 4 通のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見を内容ごとに分類し、それらに対する本市の考え方と共に別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、公表した案に基づき規則及び指針の改正及び策定を行いました（平成 23 年 6 月 3 日公示）ので、併せてご報告いたします。（一部文言を適切な表現に改めるなどの修正を行っています）

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

■環境影響評価条例施行規則について

いただいたご意見	ご意見に対する本市の考え方
<p>別表14土地区画整理事業 15の開発行為に係わる事業について改正後の現行と何ら変わっていない。今までの開発行為に関して環境面からの評価を行って来た貴課として現行の評価基準で良しと思っているとしたら主権者である市民感覚との遊離は甚だしい。抜本的に見直すべき。改正案には反対。</p>	<p>対象事業の規模要件の改正案については、横浜市環境創造審議会の答申(平成22年3月「環境影響評価に関する制度のあり方について」)の中で、「規模要件の見直しの検討が必要」とされた事業種(電気工作物の建設、廃棄物処理施設の建設及び高層建築物の建設)について検討を行いました。</p>
<p>現状の環境影響評価条例施行規則によって、開発事業者へ負荷を与える事が、現状の「第2分類 7.5ha未満はお構いなし」の為に、小規模開発に対して出来ない。そのため、樹林地が伐採され、特別老人ホーム、墓地などに化けているのが現状である。条例不備と言わざるを得ない。 川崎市の条例の如く、第3種行為:開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内も樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの を定義して、追加すべきである。 配慮書は、耳ざわりが良いが、市民の不満を聴きおくといいレベルに過ぎない。 対象の面積条項を川崎市条例と同様にすべきである。</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対し、環境影響評価を行うことにより、環境への影響に対し適切な配慮を行うことを目的としています。 なお、小規模な施設の建築等については、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の、まちづくりの諸制度の中で手続きが規定されています。</p>
<p>金沢区在住者として目につくのは崖の上の小さな森が住宅用として開発が数多く見かける 自治体は簡単に許可を業者にあたえているのではないか？  上記の件で環境評価など活用してきびしく対応してほしい</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対し、環境影響評価を行うことにより、環境への影響に対し適切な配慮を行うことを目的としています。 なお、小規模な施設の建築等については、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の、まちづくりの諸制度の中で手続きが規定されています。</p>

■環境配慮指針について

いただいたご意見	ご意見に対する本市の考え方
<p>今回の指針の縦覧期間が短すぎる。15日では気が付いた時には縦覧期間が無くなっている。30日以上にするべき。市民意見を聞く積りが無いのではないかとしか思えない。計画段階から市民意見は聞くべきであり、改正案では市民は環境情報を提供できるだけで、意見は出せない。10項目の事業を見ても市民意見を聞く項目は1つも無い。 市民無視の改正案には全面的に反対。</p>	<p>縦覧期間、環境情報提供書の提出は配慮指針で定める事項ではありません。環境情報提供書は、事業の計画段階では入手が困難な地域の環境情報を、市民の皆様からお寄せいただくことを目的としています。配慮指針の事業別配慮事項は、事業者が計画の立案段階で配慮すべき事項を整理したものです。</p>
<p>環境配慮指針に対しては、墓地条例の様な手続き条例に対して、自然環境保全(主に樹林)の視点からの制限・規制を出来る様に、明文化すべきである。 自然環境保全&gt;各種開発行為のプライオリティーである事を理念としても明確にする。</p>	<p>配慮指針は、拘束力のある法律などの規制基準を遵守した上で、事業者が計画の立案段階において自主的に最大限の環境配慮を行っていただくためのものです。 なお、配慮指針では、樹林地や農地の保全は、基本的な配慮事項として取組むこととしています。</p>
<p>時の潮流に乗り、環境配慮を過大視することが経済活動の阻害要因となっていないか、環境と調和して長続きする発展は何かを求めたい。</p>	<p>横浜市では、環境と地域経済の融合を進め、持続可能な社会経済システムの実現を目指しており、今後もこの方針に従って環境配慮を推進していきます。</p>

■環境影響評価技術指針について

いただいたご意見	ご意見に対する本市の考え方
<p>環境影響評価項目の内、調査方法で「住民等のアンケート方法も検討する」項目は生物多様性関連項目と悪臭・電波障害だけで日常生活に関係の深い、水象・大気・日照・地域社会はネグレクト。「住民等へのアンケート方法も検討する」ではなく全ての項目に「市民意見を聞く」とすべき。住民等の等とはなにか。住民で良い。</p>	<p>環境影響評価手続の中では、計画の進捗状況によって、各々市民の皆さまから意見を伺う場面があります。事業の計画立案の段階では、配慮書に対して環境情報提供書を提出することができます。これは、計画地やその周辺の生物の分布や生息状況、故事来歴のある場所などの状況を地元で一番身近に感じている住民の方々から、当該計画で配慮すべき環境の情報を頂くものです。 次に、方法書や準備書を作成後においても、その図書を住民の方々にご覧いただき、環境の保全の見地から意見をいただいております。また、準備書意見見解書をご覧になった上で、審査会に対し意見を述べていただく機会も設けています。 なお、「住民等」の「等」とは、地域で事業所をお持ちの方やお勤めの方などを想定しています。</p>
<p>地域社会で調査項目に地域の生活(買い物)環境が欠落している。 この様な改正は市民にとって百害あって一利もない。全面的に反対。</p>	<p>技術指針では、地域社会の調査において、「地域住民の日常的な交通経路」という項目を設けており、地域の生活環境である買い物、通勤及び通学等も含めた、地域住民が日常的に使用する交通経路を把握することを求めています。</p>
<p>この範囲なら是とする基準値が更新されているのか、有識者の意見、新しい学術的成果や工法技術を取り込んで欲しい。</p>	<p>技術指針は、環境影響評価及び事後調査の実施にあたり、「どのように図書を作成するのか」を示した指針です。環境影響評価を行うにあたっては、ご指摘のような最新の知見を取り込んで図書を作成するよう求めています。が、予測や評価の基準については記載しておりません。これは、環境基準などの国で定める基準や、条例、規則などに基づく基準は、社会背景によって改定されるため、図書を作成する時点で最適と思われる基準を採用するよう求めるためです。</p>

■その他

いただいたご意見	ご意見に対する本市の考え方
<p>環境影響評価条例の関連条文を添付しないで、市民意見を募集する貴課の遣り方は全く理解できない。 この様な資料で市民意見を求める事は単なる手続き上市民意見を求めたというアリバイ作りとしか言いようが無い。</p>	<p>このたびの意見公募は、横浜市環境影響評価条例施行規則、横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改正・策提案に対してのご意見をいただくために実施しました。改正済みの環境影響評価条例については、横浜市ホームページに掲載し、その旨をご案内させていただきました。</p>
<p>開発行為が行われると大体地域住民とのトラブルが発生する。この原因は市民が「主権者は市民」意識に目覚める一方市役所が業者側に擦り寄って「市民無視」の傾向を強めている事が根本原因。更に環境影響審査会が業者側が行った環境影響評価を追認する役割を果たしている。(例外は交通工学の先生)委員の任期が長すぎる。</p>	<p>環境影響評価制度全般へのご意見として承りました。</p>
<p>意見を述べる用紙が狭いので各論は省略し、結論をのべる。何故市民意見を省略し、制限するのか全く理解できない。意見を述べられたくないのであれば、市民意見の公募をしなければよい。貴課には強く抗議し反省を求める。</p>	<p>このたびの意見公募は、ご意見の提出について文字数などを制限するものではなく、郵送、ファクシミリ等に加え、ホームページでの入力についてもご案内させていただきました。</p>
<p>環境アセスメントに高額な費用と時間がかかるため、調査業者は予めゴールの答えを「環境に対する影響は軽微である」と定めて、審査のための手続きに則り行間を埋め、資料の裏付をしている。</p>	<p>環境影響評価制度全般へのご意見として承りました。</p>